

臨時株主総会 招集ご通知

日時

令和6年3月4日（月曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社
本社 8階会議室

● 決議事項

- 第1号議案 当社と三菱電機株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

臨時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。



株式会社 北弘電社

証券コード 1734

証券コード 1734
令和6年2月16日
(電子提供措置の開始日) 令和6年2月9日

株 主 各 位

札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社
代表取締役社長 高橋 龍夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kitakoudensha.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

札幌証券取引所ウェブサイト (上場会社関係サイト 上場会社一覧ページ)

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

(上記の札幌証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「建設業」「1734株式会社北弘電社」の順にご選択いただき、「提出書類一覧」にある「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください)



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和6年3月1日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年3月4日（月曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 当社と三菱電機株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以上

-
- ◎株主総会ご出席者への**お土産を取りやめさせていただいております**。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
◎下記事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
株主総会参考書類のうち、三菱電機株式会社の次に掲げる事項
① 定款
② 最終事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に係る計算書類等
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案から第3号議案の上程に至る経緯

当社は、明治43年の創業以来100年を超え、電気設備工事の施工を通じて地域社会への貢献を果たすべく、北海道を中心に「社会インフラ」「産業インフラ」「快適な事務・生活空間」を構築するための活動を続けてまいりました。当社は、電気設備工事及びFA住宅環境設備機器、産業設備機器の仕入・販売を主な事業として事業活動を展開しております。

一方、三菱電機株式会社（以下「三菱電機」といい、当社と三菱電機の総称を「両社」といいます。）は、「成長性」「収益性・効率性」「健全性」のバランス経営に加えて、「事業を通じた社会課題の解決」という原点に立ち、サステナビリティの実現への貢献を経営の根幹に位置付けております。また、三菱電機グループ内外の知見の融合と共創により、強化されたコンポーネント・システム及びデータを核としてソリューションを提供する「循環型 デジタル・エンジニアリング企業」へ変革し、多様化する社会課題の解決に貢献していくとのことです。

三菱電機と当社の関係は、昭和30年に三菱電機が当社へ資本参加したことに始まり、昭和47年に当社は、商事事業部の家庭電化機器販売部門を札幌三菱電機商品販売株式会社へ営業譲渡しております。現在では、当社は、三菱電機が注力する重電関連事業において、水処理施設等の電気設備工事の一部や、発電電所の電気設備工事の一部を受注するほか、三菱電機が製造するFA住宅環境設備機器、産業設備機器を仕入し、販売しております。

当社を取り巻く事業環境は、この数年間において大きく変化しております。すなわち、当社が事業領域としている北海道における近年の経営環境は、ロシア・ウクライナ情勢及び急激な円安によるエネルギー価格の高騰、慢性的な労働者不足や建設資材価格の高騰による建設コストの上昇等、当社を取り巻く事業環境は、内外ともに従来にも増して厳しく不確実な状況にあります。

また、小形風力発電設備に関して、販売代理店契約を締結していた小形風力発電機メーカーの日本向け販売子会社が倒産したことによる同社の販売代理店契約上の義務の不履行や、製造不良に起因するブレード落下事故発生等を理由に、当社は、製品の品質及び安全性の確保が困難であると判断して、製品輸入や販売終了を決定し、これにより、発電事業者への補償並びに小形風力発電事業からの撤退（以下「小形風力発電事業撤退」といいます。）に係る費用が発生してまいりました。

加えて、太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件において不適切な会計処理（以下「太陽光案件に係る不適切会計処理」といいます。）の疑義が生じ、特別調査委員会の設置及び調査が行われた結果、令和3年3月期以前の有価証券報告書等の一部訂正を行うこととなりました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、当該事案の再発防止策について検討を重ね、再発防止策を取締役会で決定し、施策の実行を開始いたしました。一部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な

増加等により、令和4年3月期において、営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加したことで、当社の資金繰り計画に重要な影響を及ぼしておりました。

このように財務状況が急激に悪化する状況の中で、当社は、経営の立て直しに向け、太陽光案件に係る不適切会計処理再発防止策の展開、中・長期経営計画の策定に着手しておりました。しかしながら、当社は、太陽光案件に係る不適切会計処理等に伴う損失の計上により、令和4年3月期第3四半期末において純資産が47,027千円（令和3年3月期末の純資産は3,109,903千円）となり、資本の充実が喫緊の課題であることに加えて、財務状況の健全化の見通しが立たず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することから、自力での再建が困難であるとの判断に至りました。そのため当社は、当社の今後の中長期的な企業価値向上を図るためにも、まずは、財務状況の健全化を図ることが必要であると考え、三菱電機に対して令和4年3月4日に、三菱電機による当社の完全子会社化及び追加出資等の検討を求める申し入れを行いました。

一方、かかる状況の下、三菱電機は、当社が小形風力発電事業撤退、太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件に起因する多額の損失を発生させる令和元年度までは、地域に根差した着実な事業運営方針により、売上高及び利益を安定的に計上してきたことを踏まえると、今後、札幌市内中心部再開発、北海道新幹線札幌延伸、北海道本州連系設備（青函トンネル内地中線）等をターゲットに、堅実な事業運営への回帰による事業拡大を行っていくために、健全な財務基盤及びより強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築することが必要であると認識していたとのことです。そのため、三菱電機は、当社からの申し入れを受けて、当社の支援に関して、本株式交換（第1号議案で定義します。以下同じです。）を中心として様々な選択肢の検討を開始いたしました。

しかしながら、令和4年12月上旬、当社は、三菱電機に対し、当社の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事（以下「高山案件」といいます。）において、長雨による天候不順及び軟弱地盤や岩や石などの地中の障害物への対応などによる土木工事の大幅な工事遅延や工事コストの増加により追加損失が発生し、当該損失額がどこまで拡大するのか不透明な状況であることを報告しました。これを受けて、三菱電機としては高山案件の損失額が確定しない中で本株式交換を進めることは難しく、本株式交換の検討を中断せざるを得ない状況となったとして、令和5年1月25日に、当社は、三菱電機より、本株式交換その他の支援策の検討の中止につき通知を受けました。

その後、令和5年5月10日に、当社より「特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表しているとおり、高山案件の工事遅延について施主及び発注者との協議を進める中で、当社の想定を上回る遅延違約金の請求を受けたため、当社は令和5年3月期において、当該遅延違約金につき1,071,958千円、総額1,106,976千円を特別損失として計上いたしました。

そして、当該特別損失が生じたことも一因として、当社は令和5年3月期において、営業損失2,059,254千円、経常損失2,064,358千円、当期純損失2,880,902千円を計上し、2,638,814千円の債務超過となりました。これにより、当社は、令和5年6月29日に、同日付で証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証

券取引所」といいます。)より、株券上場廃止基準第2条第1項第5号の規定に基づき、猶予期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日とする上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の通知を受けました。

当社は、三菱電機に対し、令和5年7月18日に、同日付書面にて、高山案件について、令和5年6月30日をもって発注者への引渡し完了し、終息の目途が立った旨の報告を行うとともに、高山案件が企業価値算定に与える影響が予見できないとして検討が中止された三菱電機による完全子会社化及び追加出資等による再建支援につき検討を再開するよう要請（以下「再建支援要請」といいます。）しました。

この点、仮に本株式交換が行われない場合には、当社が令和5年3月期まで過去3事業年度連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことに鑑みると、当社は、令和6年3月期においても債務超過となることで上場廃止となることが現実的に想定される状況にあります。当社が上場廃止となった場合には、当社の株主の皆様がその保有する株式を証券取引所において取引することができず、株式取引の実施が事実上困難となるという不利益を被る可能性もあります。加えて、令和6年4月に当社の借入の返済期限を迎えるところ、本株式交換が行われない場合の当社の財務状況では約定どおりの弁済及び借換えは困難であることから、本株式交換が行われなければ、当社の資金繰りが滞り、経営破綻に至ることも具体的に想定されます。

他方で、当社としては、令和5年6月30日付で公表した「債務超過解消に向けた計画について」のとおり、単独での債務超過解消の取り組みについても進めてはいるものの、かかる取り組みにより早期かつ抜本的に経営状況を改善するには至っておらず、本株式交換を行わない場合の単独での上場維持及び事業の継続は困難な現状にあります。

また、当社としては、本株式交換より少数株主にとって有利な方策を模索すべく、三菱電機との間における本株式交換の交渉と並行し、再生系の投資ファンドとして著名な8社に支援依頼を打診しました（以下「マーケット・チェック」といいます。）が、三菱電機の提案する本株式交換より少数株主に有利な条件での提案を行った候補先はありませんでした。このため、当社としては本株式交換よりも少数株主にとって有利な方策を提案可能な候補先を探索することは困難であるとの結論に至りました。

以上を踏まえると、当社としては、上場廃止さらには経営破綻による当社の株主、取引先や取引銀行をはじめとするステークホルダーへの不利益を回避するためには、本株式交換を行うことが唯一の方策であるものと認識しています。

このような状況も踏まえつつ、上記当社からの再建支援要請を受けて、三菱電機は、当社の支援に関して、様々な選択肢の検討を進めてきたとのことでした。

そして、仮に当社の債務超過の状況が継続し、現在の株主構成のまま上場廃止となり、さらに経営破綻という事態に陥れば、その事業や企業価値が毀損し、三菱電機が保有する当社の株式価値の毀損や取引上の損失等を被ることとなり、また、当社及び三菱電機を取り巻くステークホルダーの皆様に対し、多大な影響を及ぼすものであり、三菱電機としては、そのような事態を回避する必要があると判断したとのことでした。

以上を踏まえた結果、三菱電機は、本株式交換により三菱電機が当社を完全子会社化した上で、三菱電機による財務的支援を実施しつつ、当社及び三菱電機双方の企業価値の維持向上に資するあらゆる選択肢を検討することが、当社の今後の事業継続を可能とするとともに、三菱電機・当社双方の企業価値維持向上に資する最善の策であるとの結論に至り、本株式交換を行うことを決定したとのことでした。

また、当社としても、仮に本株式交換が行われない場合には上場廃止及び経営破綻に至ることが現実的に想定される状況にあることから単独での上場維持及び事業の存続が困難であり、マーケット・チェックの結果としても少数株主にとってより有利な条件を提示することが可能な候補先がないことから、三菱電機の提案する本株式交換は、上場廃止及び経営破綻による株主の皆様の不利益を回避しつつ、ステークホルダーからの信用力を維持することができる唯一の方策であって、当社の事業継続及び企業価値の維持向上の観点からも最善であるとの判断に至っております。

第1号議案 当社と三菱電機株式会社との株式交換契約承認の件

当社と三菱電機とは、令和6年1月9日開催の当社の取締役会及び三菱電機の執行役員会議において、三菱電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両者間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、三菱電機においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに、当社においては本総会におけるご承認を受けた上で、令和6年4月15日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社株式は、札幌証券取引所において令和6年4月11日付で、上場廃止（最終売買日は令和6年4月10日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

上記「第1号議案から第3号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及び三菱電機が令和6年1月9日に締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

三菱電機株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社北弘電社（以下「乙」という。）は、2024年1月9日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）三菱電機株式会社
（住所）東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社北弘電社
（住所）札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に0.260を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式0.260株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月15日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に際して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会決議を求める。

第7条（自己株式の処理）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項（乙による剰余金の配当を含む。）については、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に際して効力発生前に法令上必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は本割当対象株主によって本株式交換に関して行われる届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しないとき及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられたときを含む。）、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月9日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機株式会社
代表執行役 漆間 啓

乙：札幌市中央区北十一条西二十三丁目2番10号
株式会社北弘電社
代表取締役 高橋龍夫

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	三菱電機 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式の割当比率	1	0.260
本株式交換により交付する株式数	三菱電機の普通株式：118,834株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、三菱電機の普通株式（以下「三菱電機株式」といいます。）0.260株を割当交付いたします。ただし、三菱電機が保有する当社株式（令和6年1月9日現在173,600株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する三菱電機株式数

三菱電機は、本株式交換に際して、本株式交換により三菱電機が当社株式（三菱電機が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（三菱電機を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代わり、本株式交換に用いられる上記3(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数の三菱電機株式を交付します。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式及び基準時までに当社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により三菱電機が交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後変更される可能性があります。

また、本株式交換により交付する三菱電機株式は、全て三菱電機の保有する自己株式を充当する予定であり、三菱電機が新たに株式を発行する予定はありません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、三菱電機株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

ア 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定に基づき、三菱電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を三菱電機から買増すことができる制度です。

イ 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、三菱電機の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを三菱電機に対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、三菱電機株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の三菱電機株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

三菱電機及び当社は、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、三菱電機は、令和4年9月下旬に大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、当社は、令和4年11月中旬頃に株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。加えて、当社は、本特別委員会（以下で定義します。）の指名により、令和5年12月中旬頃に株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、追加の第三者算定機関として選定いたしました。

三菱電機においては、下記3.（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、三菱電機のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から令和6年1月5日付で受領した株式交換比率算定書及び財務的見地からの助言、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、三菱電機が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、三菱電機及び当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要素を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、三菱電機の株主の利益を損なうものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

他方、当社においては、本株式交換比率は下記イ（イ）「算定の概要」及び下記3.（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから受領した株式交換比率算定書、本特別委員会の指名により選定した独立した第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書及び本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、当社が三菱電機に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、三菱電機との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、当社の株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。なお、本株式交換の交換対価は、直近の当社の市場株価からディスカウントとなるものの、前述のとおり、仮に本株式交換が行われない場合には

上場廃止及び経営破綻に至ることが現実的に想定される状況にあって単独での上場維持及び事業の存続が困難であること及びマーケット・チェックの結果としても少数株主にとってより有利な条件を提示することが可能な候補先がない状況にあること、並びに類似の状況における同種事案におけるディスカウント比率も踏まえると、本株式交換の交換対価は適正であるものと判断しております。

そのため、三菱電機及び当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、令和6年1月9日開催された三菱電機の執行役員会議及び当社の取締役会の決議に基づき、令和6年1月9日に両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び上場会社との関係

三菱電機の第三者算定機関である大和証券及び当社の第三者算定機関であるAGS及びプルータスはいずれも、三菱電機及び当社からは独立した算定機関であり、三菱電機及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、本特別委員会は、AGS及びプルータスにつき独立性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しています。

なお、本株式交換に係るAGS及びプルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(イ) 算定の概要

大和証券は、三菱電機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である令和6年1月5日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における三菱電機株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、令和5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を基に分析）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である令和6年1月5日を基準日として、札幌証券取引所における当社株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値、令和5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の出来高がついた日の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

DCF法においては、当社が作成した令和6年3月期から令和9年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評

価しております。割引率は7.08%～7.91%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%～0.50%としております。

各評価手法による三菱電機株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.644 ～ 0.682
	DCF法	0.098 ～ 0.745

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。三菱電機及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、令和6年1月5日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではないとのことです。

大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、令和6年3月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、令和4年3月期及び令和5年3月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、当社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF法による算定の前提とした財務予測として採用しておりません。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画に、第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」に記載の令和6年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

他方、AGSは、三菱電機については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、当社については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による三菱電機株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	当社	
市場株価法	市場株価法	0.644 ~ 0.682
	DCF法	0.000 ~ 0.529

市場株価法においては、三菱電機については、令和6年1月5日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における三菱電機株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、令和5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。また、当社については、令和6年1月5日を算定基準日として、札幌証券取引所における当社株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、令和5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。

DCF法においては、当社が作成した令和6年3月期から令和9年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は5.89%~6.89%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としております。

AGSは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではないとのことです。AGSは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。三菱電機及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査

定の依頼も行っておりません。AGSは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGSの算定は、令和6年1月5日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、AGSが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではないとのことです。

AGSがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、令和6年3月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、令和4年3月期及び令和5年3月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、当社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF法による算定の前提とした財務予測として採用しておりません。

なお、AGSがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画に、第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」に記載の令和6年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

他方、プルータスは、三菱電機については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。また、当社については、同社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による三菱電機株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
三菱電機	当社	
市場株価法	市場株価法	0.644 ~ 0.682
	DCF法	0.000 ~ 0.369

市場株価法においては、三菱電機については、令和6年1月5日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における三菱電機株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、令和

5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。また、当社については、令和6年1月5日を算定基準日として、札幌証券取引所における当社株式の令和5年7月6日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値、令和5年10月6日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、令和5年12月6日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び基準日終値を採用しております。

DCF法においては、当社が作成した令和6年3月期から令和9年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は6.033%~7.704%としています。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%としております。

なお、プルータスがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益が見込まれる事業年度が含まれています。具体的には、令和6年3月期においては、高山案件の発注者への引渡し完了し、令和4年3月期及び令和5年3月期に計上されていた高山案件の大幅な工事コストの増加による売上原価が計上されないことで、増益が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりませんが、本株式交換の実行により実現することが期待される金融支援の影響を反映し、当社の事業が継続することを前提としていることから、当該財務予測は本株式交換の実行を前提としております。なお、本株式交換の実行を前提としない場合の財務予測においては、計画期間中に事業の継続が困難になる状況が想定されることから、DCF法による算定の前提とした財務予測として採用していません。

なお、プルータスがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画に、第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」に記載の令和6年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果は織り込まれております。

また、当社は、令和6年1月5日、プルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画及び両者の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両者で合意された株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務の見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが当社から当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両者への質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内の両者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注1) プルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両者から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に

重大な影響を与える可能性がある事実でプルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っていないとのことです。

また、プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両者及び三菱電機の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両者及び三菱電機の関係会社からはこれらに関する評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下での両者及び三菱電機の関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の事業計画その他の資料は、当社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していないとのことです。

プルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両者の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではないとのことです。プルータスは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータスは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもないとのことです。プルータスは、当社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両者で合意された本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づいて、その作成日時における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものでは

ありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務の見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆様に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び三菱電機は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となる三菱電機の普通株式を選択しました。

当社は、かかる交換対価につき、①三菱電機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、引き続き東京証券取引所プライム市場において取引が可能であること、②今後、三菱電機株式を保有することとなる当社の株主の皆様が、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、三菱電機株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（令和6年4月15日（予定））をもって、当社は三菱電機の完全子会社となります。それに先立ち、当社株式は、札幌証券取引所の上場廃止基準により、所定の手続きを経て令和6年4月11日付で上場廃止（最終売買日は令和6年4月10日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を札幌証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日に当社の株主の皆様が割り当てられる三菱電機株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当のみを受ける可能性があるものの、1単元以上の株式については引き続き金融商品取引所において取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、三菱電機の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、三菱電機株式に関する単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。また、三菱電機株式に関する単元未満株式の買増制度をご利用いただき、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を三菱電機から買増することも可能です。かかる取扱いの概要については、上記3. (1) ①（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記3. (1) ①（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の普通株主の皆様は、最終売買日である令和6年4月10日（予定）までは、札幌証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

両社は、三菱電機が当社の株式173,600株（令和5年9月30日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数630,655株に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして27.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算について同じ））を保有しており、当社の筆頭株主であり主要株主であること、及び当社において三菱電機の役職員を兼務する取締役及び三菱電機出身の取締役が存在することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

ア 独立した第三者算定機関からの算定書

三菱電機は、三菱電機及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を本株式交換の株式交換比率に係る算定機関として選定し、令和6年1月5日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要については、上記3. (1) ②イ「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、当社は、三菱電機及び当社から独立した第三者算定機関であるAGS及びプルータスを本株式交換の株式交換比率に係る算定機関として選定し、令和6年1月5日付で、株式交換比率に関する算定書をAGS及びプルータスそれぞれから取得しました。算定書の概要については、上記3. (1) ②イ「算定に関する事項」をご参照ください。

また、当社は、三菱電機及び当社から独立した第三者算定機関であるプルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。

イ 独立した法律事務所からの助言

三菱電機は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び執行役会議の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、三菱電機及び当社から独立しており、三菱電機及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、日比谷中田法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、日比谷中田法律事務所は、三菱電機及び当社から独立しており、三菱電機及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、三菱電機が当社の株式173,600株（所有割合にして27.53%）を保有しており、三菱電機が当社の筆頭株主であり主要株主であること、及び当社において三菱電機の役職員を兼務する取締役及び三菱電機出身の取締役が存在することから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

ア 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、令和4年12月13日に開催された取締役会における決議により、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、三菱電機と利害関係を有しておらず、当社の社外取締役であり札幌証券取引所に独立役員として届け出ている廣部眞行氏（弁護士、廣部・八木法律事務所）並びに三菱電機及び当社と利害関係を有しない外部の有識者であり公認会計士としての経験を通じて培った財務及び会計に関する知見を有する外部有識者である須田雅秋氏（公認会計士、須田公認会計士事務所）及び長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置しました。その上で、当社は、同取締役会における決議により、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的が合理的と認められるか（ひいては、本株式交換が全体として当社の企業価値向上に資するか）、（ii）本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、（iii）本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、（iv）本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるか（以下（i）から（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決定いたしました。また、当社取締役会は、本特別委員会設置にあたり、本株式交換の是非等を検討する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は、本株式交換を実施しないこと、並びに、①本特別委員会が自ら三菱電機と交渉を行うこともできるほか、三菱電機との交渉を当社の者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができるものとする、②必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限を付与すること、及び③当社が当社及び三菱電機から独立した専門家として、AGS及び日比谷中田法律事務所をそれぞれ本株式交換に関する外部アドバイザーとして選任することにつき承認する権限を与えることを決議いたしました。なお、上記の令和4年12月13日付当社取締役会においては、当時の当社取締役5名のうち、その当時現に三菱電機において役職を有していた宮木一郎氏は、当該取締役会を欠席し、過去に三菱電機の従業員として勤務し又は三菱電機の役員に就任するなど、過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められる高橋龍夫氏及び松下義保氏は、当該取締役会の審議及び決議に参加しないこととしたため、馬淵直樹氏が議長を務め、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の取締役2名にて審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、監査役3名についても、現に三菱電機において役職を有している長谷政記氏及び三菱電機との間で継続的な取引関係のある樋口治氏は取締役会を欠席し、過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められる樋口博之氏も審議に参加せず、何らの意見表明も行っておりません。さらに、取締役会の定定数を確

保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役職員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保氏を加えた計4名の取締役並びに監査役樋口博之氏が参加して審議し、改めて取締役4名の全員一致により上記の決議を行い、当該監査役から異議がない旨の意見を受けております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

本特別委員会は、令和4年12月19日から令和5年1月13日までに4回、本株式交換検討の中止による中断を経て令和5年8月24日から令和6年1月5日までに11回、合計15回（合計約20時間）にわたって委員会を開催したほか、委員会外においても電子メール等を用いて、意見表明、情報交換又は情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、仁科秀隆氏を選定しております。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS並びにリーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、当社社内における検討体制及び交渉体制につき、そのメンバーが三菱電機と利害関係を有する者以外で構成されており三菱電機との間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。加えて、本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を検証するフェアネス・オピニオンを取得するためプルータスを第三者算定機関として追加で起用し、本特別委員会において、プルータスの独立性に問題がないことを確認しております。

本特別委員会は、三菱電機に対し、本株式交換を選択された理由・背景等、本株式交換を行う時期について、その時期を選択した理由・背景等、本株式交換後の当社の経営課題や事業上の問題点に関する改善・対応策及びこれらの中長期的な想定内容、本株式交換後における当社のガバナンス体制・経営体制、本株式交換のメリット・デメリット、本株式交換の株式交換比率の算定の考え方等について書面による質問を送付し、これらの事項について、本特別委員会において三菱電機から直接説明を受け、質疑応答を行いました。

加えて、本特別委員会は、当社が作成した事業見通しについて、当社からその内容及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認いたしました。そして、上記「算定に関する事項」の3. (1) ②イ (イ) のとおり、AGS及びプルータスは、当社が作成した事業見通しを基礎として、当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、AGS及びプルータスから、実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答並びに審議及び検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、日比谷中田法律事務所から、本株式交換の手続き面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及びその過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項について質疑応答を実施しております。加えて、提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問

事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、当社及び三菱電機との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、第10回特別委員会以降三菱電機から最終的な本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、毎回三菱電機からの本株式交換比率の提案についての諾否について当社に意見を述べ、さらに、三菱電機からの提案を拒絶して逆に当社側から比率の提案を行う場合について、比率をどのように設定すべきか及びその根拠についても、当社に意見する等して、三菱電機との交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、上記の経緯を経て、これら説明、算定結果、フェアネス・オピニオンその他の検討資料を前提に、本諮問事項につき、(i) 本株式交換の目的は合理的と認められ、本株式交換が全体として当社の企業価値向上に資すると認められる、(ii) 株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる、(iii) 本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる、(iv) 本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を、令和6年1月5日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(i) 本株式交換の目的が合理的と認められ、本株式交換が全体として当社の企業価値向上に資すると認められるか。

(ア) 当社における現状認識と課題

まず最大の課題として、当社は本答申書提出日時点において債務超過の状況にあり、かつ、当社が銀行からの融資を受けるに際しては三菱電機の保証を求められているなど、財務体質の健全化が急務である。

次に、そのような財務状況にあることから、令和6年3月期末時点において債務超過が解消されていなければ、当社の株式が上場廃止となり、当社の株主に大きな悪影響を与えるおそれが高く、かかる事態の回避も喫緊の課題である。

また、当社においては、太陽光案件に係る不適切会計処理、小形風力発電事業撤退（またそれに伴う発電事業者への補償）及び高山案件といった、当社の財務状況を大幅に悪化させる事象が積み重なるなど、経営・事業の管理面について、適切にガバナンスが機能しているとは言いがたい経緯があり、ガバナンス面の改善も重要な課題としてあげられる。

このほか、事業面においては、今後の道内市場エリア（2030年以降は再開発が終息見込み）だけで業績を伸ばすことができるかが課題であり、太陽光発電事業や小形風力発電事業からは撤退したものの、再エネ事業のような新規事業に引き続き挑戦する必要がある。ただし現在の財務状況からみて大型の投資を行って新規事業に参入することは不可能であるという難点が存在する。

また、そのような新規領域（再エネ事業などの開拓）に専門的技術を保有した人材がいない（育成スキームが無い、専門部門の新規構築意思）ことから、長期的な視点からの人材投資が求められる。ただし、人材投資については、前提として財務状況が毀損している問題を解決する必要がある。

以上からすると、当社の今後の事業展開については、以下のような点を指摘することができる。

- (a) 財務体質の健全化が最大の課題である。
- (b) それと同時に、現在の状況のままの上場廃止さらには経営破綻といった、株主その他のステークホルダーに与える大きな悪影響の回避も喫緊の課題である。
- (c) 経営・事業の管理面の改善も重要である。
- (d) 事業面においては再エネ事業のような新規事業への挑戦が必要である。
- (e) 新規領域に専門的技術を有する人材を獲得すべく人材投資が必要である。

したがって、これら (a) から (e) の当社の事業や当社の課題に寄与する方策 (M&Aを含むがこれに限られない。) を講じることは、個別に当該方策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるものの、少なくとも一般論としては当社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。

(イ) 本株式交換の企業価値向上効果

三菱電機が本株式交換の実施後に三菱電機が企図している当社の企業価値向上策及び想定している効果は次の (a) から (d) である。

(a) 三菱電機グループ内の融資活用による利払い負担の低減

当社の借入を三菱電機グループ融資に置き換えることによって利払い負担を軽減することができる。

(b) 経営破綻の回避

令和6年4月末に三菱電機による当社の銀行借入についての債務保証の期限が到来するが、当該期限後は、当社の現在の財務状況を鑑みると、現在の借入金の借換えは難しく、三菱電機は、三菱電機の支援なくしては、当社は資金繰りに窮し、倒産する可能性が高いと考えている。本株式交換は、当社の株主に三菱電機の株式を交付することや上記 (a) の財政的支援を通じて、当社の事業や企業価値が毀損し、当社を取り巻くステークホルダーに対しても多大な影響を及ぼす事態を回避しようとするものである。

(c) ガバナンス強化への貢献

本株式交換の実施により当社が三菱電機の完全子会社となった場合、三菱電機グループからのコンプライアンスに関するノウハウの提供及び三菱電機グループの監査リソースの活用等によるコンプライアンス体制の強化が可能になる。

(d) 上場維持コストの削減

本株式交換を通じて、これら上場維持に係る業務及びコスト負担 (監査法人費用を含む。) を軽減し、経営資源の有効活用を図ることができる。

これら本株式交換後の企業価値向上策及び想定している効果として三菱電機が説明する (a) から (d) について、当社も当社の現状の課題を踏まえた実現可能性がある有効な企業価値向上策であると認識している。

(a) 三菱電機グループ内の融資活用による利払い負担の低減
三菱電機グループの傘下となれば、グループ内での低利での資金融通が可能となり、資金繰りが安定化する。

(b) 経営破綻の回避

当社単独の力では、令和6年3月期末において債務超過を解消することは難しく、札幌証券取引所における上場廃止基準に抵触することが想定される。債務超過という状況では資本市場からの十分な資金調達や三菱電機グループからの十分な支援が期待できず、資金の確保もままならず事業の運営が危ぶまれ、顧客が離れや、従業員の離職を招きかねない。本株式交換によりこうした事態を回避することは経営改善に向けて不可欠である。

(c) ガバナンス強化への貢献

早急な資金繰りの安定化及び経営改善を進めるには、三菱電機グループから支援を受けるとともに人的交流を進める必要があるが、経営改善に伴う果実が当社の一般株主へ流出してしまうため、既存の株主関係を維持したままだと三菱電機グループからの十分な支援を引き出すことが難しい。逆に言えば、本株式交換によってガバナンス強化のための人的支援も受けることが可能になる。

(d) 上場維持コストの削減

監査報酬等の上場維持コストは年間数千万円要しており、債務超過という現状の状況を鑑みると、決して軽い負担ではない。

加えて、当社は、これら (a) から (d) に加えて、次の (e) 及び (f) の効果も期待される旨説明する。

(e) 三菱電機グループの傘下に入ることによる取引先等に対する信用力の強化

(f) 新規事業への挑戦及び人材投資のように長期的な経営視点が必要になる分野において、財務状況が毀損している状況では、短期的な利益に繋がらないことは少数株主への配慮の観点から不可能であり、必要な投資が行えない。本株式交換によって株主構成が変更することにより、長期的な視点からの投資も可能となる。

本特別委員会としても、これら (a) から (f) の企業価値向上策は、今後の当社の企業価値の向上にとっての重要なポイントとして挙げた上記 (ア) の事情（すなわち、(a) 財務体質の健全化、(b) ステークホルダーへの大きな悪影響の回避、(c) 経営・事業の管理面の改善、(d) 新規事業への挑戦、(e) 人材投資）に資する点があるものとする。他方、本株式交換に関して、当社において大きなデメリットが生じることは想定されない。

(ウ) 本株式交換を行わなかった場合との比較

三菱電機からは、本株式交換が当社の株主総会での否決その他の理由で実施されない場合には、三菱電機が当社をスポンサーとして支援する予定はない旨の意向が表明されている。

当社としても、当社の単独の力では令和6年3月期末において債務超過を解消することは難しく、本株式交換が実施されない場合には、資金の確保もままならず事業の継続は困難になり、経営破綻に陥らざるを得ないものと認識している。

この点、当社は本株式交換が実現しない場合に備えて、マーケット・チェックを行ったが、当社に対して出資その他の支援を申し出る者は現れなかった。

当社の財務状況及びマーケット・チェックの結果といった客観的な状況に加え、三菱電機及び当社の意向などからすれば、本株式交換が行われなかった場合には、当社は経営破綻に陥る（法的整理手続又は任意整理手続の申立てを行わざるを得ない）ことが合理的に予測される。

(エ) 小括

三菱電機が本株式交換の実施後に企図している当社の企業価値向上策は、当社の認識に反することもなく、また、当該企業価値向上策の実現可能性等に関する当社と三菱電機間の認識の齟齬も認められない。また、本株式交換の実施により当社の企業価値にとって大きなデメリットが生じるとは認められないし、本株式交換は当社の事業継続の唯一の手段であり、他に当社として現実的に採り得る手段が存在するとも認められない。そうだとすれば、本株式交換が上場廃止を伴うものであるとしても、当社にとってはそれを補って余りあるメリットを有する取引であるといえることができる。

以上のような検討からすれば、本株式交換の目的は合理的と認められ、本株式交換が全体として当社の企業価値向上に資すると認められる。

(ii) 公正な手続を通じた少数株主利益の確保

諮問事項「本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性が確保されているか」に関連し、公正な手続を通じた少数株主利益の確保が認められるか否かを、経済産業省作成の令和元年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）で挙げられている公正性担保措置の採用・運用状況を確認することを通じて検討する。

(ア) 特別委員会の設置

本特別委員会は、当社の独立社外取締役1名及び独立した専門家2名の計3名により構成される委員会である。

また、本特別委員会は、諮問事項の検討に当たって、①対象会社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、M&Aの是非について検討・判断するとともに、②少数株主の利益を凶る観点から、(i) 取引条件の妥当性及び (ii) 手続の公正性について検討・判断することという、M&A指針が特別委員会の果たすべきとする役割を果たしている。

加えて、(a) 本特別委員会は、令和4年11月11日における三菱電機の当社に対する口頭での本株式交換の提案後、取引のごく初期段階で組成され、(b) 本特別委員会は、委員全員が三菱電機からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性が確保され、いずれも本株式交換が成立した場合の成功報酬受領を合意しておらず、M&A指針で最も委員としての適格性が認められている社外取締役1名が委員を務めており、(c) 当社は本特別委員会に対して、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができるものとする権限を付与しており、(d) 上記(c)に基づき、当社が三菱電機と本株式交換比率について協議する場合には、事前又は事後速やかに本特別委員会に確認を求めており、これにより、本特別委員会は、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行って、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響

を与え得る状況を確認しており、(e) 当社取締役会は、本特別委員会が本株式交換の条件を妥当でないと判断した場合には本株式交換を承認しないことと決定しており、(f) 当社の取締役会は、本特別委員会に対して、必要に応じて自らの外部アドバイザー等を選任し、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限を付与し、(g) 上記（f）を受けて本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を検証するためにはフェアネス・オピニオンの取得が必須であるとして、プルータスを独自の第三者算定機関として起用し、株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しており、(h) 本特別委員会は、当社のビジネスの特徴に関する知見、企業価値評価への知見、法律面での知見がいずれも委員により充足されており、本諮問事項の検討を行うに当たって十分な適性を有しており、(i) 本特別委員会は、少数株主に代わり、本株式交換について予定されている開示文書や想定されるシナジーに関する重要な情報を入手し、さらに関係当事者にインタビューを行って本株式交換に関する詳細な確認を行い、これらを踏まえて検討・判断を行っている。さらに、当社取締役会は、本特別委員会への諮問を決議した際の付帯決議において、当社取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重の上で本株式交換に係る決議を実施することを決定している。

以上のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

(イ) 当社における意思決定プロセス

当社の取締役のうち宮路憲輔氏は、現に三菱電機において役職を有しており、高橋龍夫氏及び松下義保氏は三菱電機の出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役のうち、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名が審議し、その全員の賛成により行った上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役職員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保を加えた計4名の取締役が参加して審議し、改めて当該取締役4名の全員一致により決議を行っている。

また当社の監査役のうち、長谷政記氏は現に三菱電機において役職を有しており、樋口博之氏は三菱電機との間で継続的な取引関係があり、樋口博之氏は過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められるため、利益相反の疑義を回避する観点から、取締役会における審議及び決議に参加していない。他方、過去に三菱電機と一定の関係があったにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる監査役樋口博之氏については、上記4名の取締役による審議には参加し、当該決議に異議がない旨の意見を述べている。

M&A指針において、独立した特別委員会が設置されて有効に機能している場合には、現に三菱電機の役職員を兼任する者が除外されれば足りるとの整理がされていることに照らし、本件における当社における上記の意思決定プロセスは合理的なものであり、利害関係の整理に不公正な点は見当たらない。

また、当社取締役会においては、最終的に当社の取締役全員の一致により決議がされる予定である。M&Aへの賛否を決定する取締役会決議において、当該M&Aに重要な利害関係を有する者を除く取締役全員の賛成及び監査役全員の異議がない旨の意見があった場合には、当該M&Aに

において公正性担保措置が有効に機能したことを示す事情の一つとなるとされている。

以上からすれば、当社における意思決定プロセスに関して、M&A指針に照らしても、公正性に疑義のある点は見当たらない。

(ウ) 外部専門家の専門的助言等の取得

本特別委員会は、日比谷中田、AGS及びプルータスから直接当社及び三菱電機との取引関係についてヒアリングを行うなど、その独立性に問題ないことを確認している。

当社取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである日比谷中田の弁護士から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を継続的に取得することを想定している。

当社取締役会は、本株式交換比率の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるAGSから、株式交換比率算定書を取得している。本株式交換比率算定書は後述のとおり恣意的な比率の算定がされないよう配慮がなされ、算定に当たって公正性を疑わせるような事情も見当たらない。本株式交換比率算定書は、独立した第三者評価機関による株式交換比率算定書であると認められる。

さらに本特別委員会は、本株式交換比率の公正性を担保するために、プルータスから株式交換比率算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得している。フェアネス・オピニオンは、第三者評価機関が意見形成主体となるという点や、意見の対象が当事者間で合意された具体的な取引条件の対象会社の一般株主にとっての公正性であるという点において、株式交換比率算定書とは異なるものであり、対象会社の価値に関するより直接的で重要性の高い参考情報となり得るため、取引条件の形成過程において構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応する上でより有効な機能を有し得るとされている。その上で、M&A指針においては、(a) 独立性・中立性、(b) 慎重な発行プロセス、(c) 高度な専門性・実績、(d) レピュテーションといった要素を備えた第三者評価機関からフェアネス・オピニオンの取得が行われた場合には、公正性担保措置として積極的に評価されるべきとされている。本特別委員会は、プルータスからのヒアリングにより (a) 及び (b) を確認したほか、プルータスが (c) 及び (d) を満たすことは客観的に明らかである。したがって、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として積極的に評価することができるものと考ええる。

(エ) マーケット・チェック

当社は、再生系の投資ファンドとして著名な8ファンドに対して当社への投資の検討を依頼して積極的なマーケット・チェックを実施したが、いずれのファンドからも、当社に対して出資その他の支援を申し出る者は現れなかった。

M&A指針においても、買収者が支配株主でない場合には、間接的なマーケット・チェックよりも積極的なマーケット・チェックの方がより有効に機能するケースが多いと考えられ、これが実施された場合には、公正性担保措置としてより積極的に評価されると指摘されている。

本特別委員会は、以上から、本件においては、積極的なマーケット・チェックが行われたことにより、他に本株式交換に比肩するような取引を行う候補者となり得る者が存在しないことが確認されたものと評価する。

(オ) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の確保

M&A指針では、少数株主のインフォームド・ジャッジメントが重視されており、そのために、少数株主が取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨されている。具体的には、M&A指針において充実した開示が期待される情報としては、①特別委員会に関する情報、②株式交換比率算定書に関する情報及び③その他の情報が挙げられている。

まず特別委員会については、M&A指針で (a) 委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b) 特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c) 特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d) 特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容等及び (e) 委員の報酬体系の開示が望ましいとされている。これを本件についてみると、本株式交換に関する三菱電機及び当社の連名に係るプレスリリース（以下「本プレスリリース」といいます。）において、これら (a) から (e) の要素が全て記載されることが予定されている。

次に株式交換比率算定書については、M&A指針で、特にDCF分析について、(i) 算定の前提とした当社のフリー・キャッシュ・フロー予測、及びこれが当該M&Aの実施を前提とするものか否か、(ii) 算定の前提とした財務予測の作成経緯、(iii) 割引率の種類や計算根拠、(iv) フリー・キャッシュ・フローの予測期間の考え方や予測期間以降に想定する成長率等の継続価値の考え方等の開示が例示されている（なお例示であって全ての記載が義務づけられているわけではない）。

本プレスリリースでは、(ii)（本特別委員会が合理性を確認した旨及び事業計画においては対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれている旨及びその内容）のほか、(iii) として割引率が、また (iv) として継続価値の算定方法（永久成長率法を採用した旨及び永久成長率）が記載される予定である。最後にその他の情報についても、本プレスリリースに充実した記載が予定されている。

(カ) 強圧性の排除

本株式交換に反対又は本株式交換比率に反対である当社の株主は、会社法上の株式買取請求権（及びそれに基づく価格決定の申立てを行う権利）が認められている。

したがって、本株式交換については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

(キ) 小括

本件においては、本特別委員会が設置され、かつ、本特別委員会に付与された権限を十分に行使し、本特別委員会が独立した立場から詳細な検討を行ってきたこと、当社における意思決定プロセスにおいてM&A指針の指摘を踏まえた慎重に利益相反にも配慮した取扱いが行われていること、当社が法務アドバイザーからの専門的な助言を得ていること、当社がAGS、本特別委員会がプルータスという複数の第三者評価機関からの株式交換比率算定書（特にプルータスからは株式交換比率算定に加えてフェアネス・オピニオン）を取得していること、日本においては採用されることが稀であるといえる積極的なマーケット・チェックまで実施されたこと、本プレスリリースにおいて少数株主への充実した情報提供が予定されていること、並びに強圧性のあるスキームではないことが認められる。

また、本特別委員会の活動を通じて、それらの公正性担保措置が、実際に字義どおり運用されていることも認められる。

以上のように、本株式交換では、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点（M&A指針2.4）のいずれの面からみても、本株式交換にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用される方針が堅持されているものと認められる。したがって、本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

（iii）条件の妥当性

（ア）検討のアプローチ

諮問事項（iii）「本株式交換の手続が公正であって、少数株主の利益への十分な配慮がなされているか」との関係で、条件の妥当性を検討する。

本株式交換における条件の公正性（妥当性）の検討に当たっては、M&A指針を踏まえ、（a）三菱電機との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確認すること、（b）取引条件の妥当性の判断の重要な基礎となる株式価値算定の内容と、その前提とされた財務予測や前提条件等の合理性を確認すること、（c）買収対価の水準だけでなく、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討する。

（イ）交渉状況

本件において、「少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況の確保」が認められる前提として、これらを推認させる要素である手続の公正性が認められることは、諮問事項「本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性が確保されているか」の検討を通じて確認したとおりである。

特に、本株式交換比率の交渉は、本特別委員会が本株式交換比率の交渉について、与えられた権限を踏まえて主体的に関与した。具体的には、本特別委員会が三菱電機からの本株式交換比率の提案への諾否及び反対提案の内容について述べた意見を踏まえて当社が三菱電機に返答するというプロセスで行われた。このようなプロセスを経て、本特別委員会が複数回に亘って三菱電機からの本株式交換比率の提案を拒絶し、上積みがされた結果として、最終的に本特別委員会が本株式交換比率を当初三菱電機から提示された1:0.142という比率からすれば少数株主にとって80%以上の上積みがされた比率である1:0.260とすることに付して了承し、これにより本株式交換比率が確定した。

以上からすれば、三菱電機との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。

(ウ) 株式価値算定と本株式交換比率の関係

(a) 事業計画

本件において、当社がAGSの作成する株式交換比率算定書及びプルータスの作成する株式交換比率算定書並びにプルータスの作成する本フェアネス・オピニオンの前提とする目的で策定した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）は、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果について、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため反映していない。一般的にM&A取引においては、特に被買収側がM&A取引によるシナジーを定量的に見込むことは難しいという事情があり、一般的には多くのM&A取引において、被買収側が株式価値算定の基礎となる当社の事業計画は、M&A取引の実現を前提としない、いわゆるスタンドアロン・ベースのものが採用されている。そのため、本件でもスタンドアロン・ベースの事業計画が算定の基礎とされていることは不合理ではない。そうした中でも、本事業計画においては、第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」に記載の令和6年3月29日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少による税負担の軽減効果が織り込まれているほか、三菱電機による金融支援があったと仮定して借入利率の減少が考慮されており、本株式交換によって実現することが見込まれる効果も可能な範囲で一部取り込んで算定が行われている。そのため、本事業計画は、純粋なスタンドアロン・ベースのものよりも、一定のシナジー・ベースのものになっており、可能な範囲で少数株主の利益に配慮しているものと認められる。

本事業計画の策定に関して恣意的な点は見当たらず、また本事業計画の内容についても、従前の当社グループの実績との関係で矛盾や不自然な点は見当たらない。

以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法及び策定内容のいずれからみても、三菱電機の恣意的な圧力が介在した事実は認められない上、内容も合理的なものと認められる。

(b) 算定の方法

AGSに対して算定の方法に関するヒアリングを実施し、同社による算定手法の選択には合理性があると考えられることを確認した。

評価方法は、それぞれ優れた点を持つと同時に様々な問題点をも有しており、相互に問題点を補完する関係にある。例えば、上場会社については市場株価法のみを採用すれば客観的な株式価値評価が得られるかといえ、市場株価法のみをあらゆる状況で優先的に採用することが必ずしも合理的であるとは限らず、市場株価法以外の算定手法を多面的に分析することも有用であると考えられる。したがって、上場企業の株式価値評価に当たり、AGSが採用しているDCF法を採用する合理性も認められる。

M&A指針においても、特別委員会は株式価値算定において用いられた算定方法の特性を考慮して取引条件の検討を行うべきとされており（M&A指針3.3.2.1）、この指摘によれば、本件のように複数の算定方法が採用された株式価値算定の方が、単一の算定方法を採用する算定よりも算定結果の信頼性が高いと考えられる。

以上を踏まえてAGSの算定について検討すると、まず市場株価法について、AGSによれば、ある一定時点での市場株価を採用することは価値形成過程における特異性が排除できないこと、他方で、長期にわたる市場株価を採用することは、現状における収益水準等が勘案された株価を的確に表すものではなくってしまうことから、本取引の公表日の前日である令和6年1月5日を算定基準日として、算定基準日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均株価、直近3ヶ月間の終値単純平均株価及び直近6ヶ月間の終値単純平均株価を採用したとのことである。市場株価は企業の客観的価値を反映したものであるため、できる限り基準日に近接した市場株価を基本に評価すべきであるものの、時々思惑などの影響を受けて刻々と変動するものであるため、継続的な一定期間の平均値を算定するなどして、評価の精度を高めることは有用と考えられる。したがって、一定期間の市場株価をもって評価することは合理的であると認められる。

次にDCF法については、AGSによれば、本事業計画を基にFCFを算出し、当該FCFを一定の割引率で割り戻して事業価値を算出している。まず、当該算定が合理性を有するためには、FCFの算定の基礎とされた本事業計画が適切に作成されていることが重要となるが、前述のとおり、本特別委員会として検討の上で本事業計画の合理性を確認した。

その上で、本特別委員会は、AGSに対し、DCF法の算定に関する考察過程（具体的には、必要運転資金の考え方、割引率のレンジ、有利子負債の考え方、三菱電機からの金融支援を前提とするケースと前提としないケースにおける異同、リスクフリーレートの遷移等）について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認した。

加えて、AGSについてと同様に、プルータスに対しても算定の方法に関するヒアリングを実施した。具体的には、市場株価法についてはプルータスもAGSと同様の算定手法を用いていることからその合理性は上記でAGSについて述べたのと同様の理由で認めることができるほか、プルータスからDCF法の算定に関する考察過程について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認した。

以上から、AGS及びプルータスによる株式価値算定の方法はいずれも合理的であり、その結果は信頼するに足りるものであり、本特別委員会として依拠できると評価した。

(c) 株式価値算定の結果

プルータスから取得した株式交換比率算定書によれば、各算定方法による株式交換比率（三菱電機の株式：当社の株式）の算定結果は下表のとおりである。

算定方法（三菱電機・当社）	算定基準日	交換比率
市場株価法・市場株価法	令和6年1月5日	1：0.644～1：0.682
市場株価法・DCF法	市場株価法について 令和6年1月5日 DCF法について 令和5年12月22日	1：0.000～1：0.369

一方、AGSから取得した株式交換比率算定書によれば、各算定方法による株式交換比率（三菱電機の株式：当社の株式）の算定結果は下表のとおりである。

算定方法（三菱電機・当社）	算定基準日	交換比率
市場株価法・市場株価法	令和6年1月5日	1：0.644～1：0.682
市場株価法・DCF法	令和6年1月5日	1：0.000～1：0.529

これを本株式交換についてみると、本株式交換比率は、(i) 三菱電機及び当社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っている。一方、(ii) 三菱電機について市場株価法、当社についてDCF法を採用した場合の交換比率との関係では、プルータスによる算定結果の中央値を上回り、またAGSによる算定結果の中央値付近の水準にある。

(エ) ディスカウントの検討

本株式交換比率は、三菱電機及び当社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っており、当社の株主からみれば市場株価ベースでディスカウントが生じる比率となっている。令和6年1月5日（以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における三菱電機株式の終値に本株式交換比率を乗じて得た値が、当社株式の算定基準日の終値及び算定基準日までの各期間の終値単純平均株価に比べどの程度のディスカウントとなっているかを示すと、下表のとおりである。

参照値	ディスカウント水準
算定基準日の終値	-59.60%
算定基準日の直近1カ月間の終値単純平均株価	-59.96%
算定基準日の直近3カ月間の終値単純平均株価	-59.90%
算定基準日の直近6カ月間の終値単純平均株価	-59.63%

そもそも当社の株主からみて市場株価ベースでディスカウントが生じる比率を受け入れることの可否について検討するに、市場の効率性を前提とすれば、市場株価は市場における評価を反映したものであるから、当社の公正な価値を示す1つの指標であることは間違いなく、そもそもディスカウントでは本株式交換を行うことができないとして、三菱電機に株式交換比率の見直しを求めることが考えられる。しかし、三菱電機からは、本株式交換の交渉の過程で当社及び本特別委員会再三に亘って株式交換比率の見直しを求めたにもかかわらず、本株式交換比率以上に当社に有利となる比率の提示は、三菱電機側の株主に対する説明が困難であるとして拒絶されており、これ以上の比率の見直しは現実的に不可能である。

その一方で、当社によるマーケット・チェックの結果においても、三菱電機の提案する本株式交換より少数株主に有利な条件での意向は表明されなかった。さらに、令和6年3月末（上場廃

止の判断基準日)や令和6年4月末(三菱電機からの債務保証の最終期限)といった短期間に、当社が自力で債務超過状態を解消することは、当社の収益力及び負債の額の状態からすると困難であり、これは当社も三菱電機も認めることである。

市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、少数株主が現時点で保有している株式に一定の株価が付されている現状に照らせば、慎重にならざるを得ない。それでも、本株式交換比率による本株式交換に応じなかった場合には、令和6年4月頃という比較的近接した時期に、当社が経営破綻に至る可能性が高く、これを回避しようとした場合も株主にはさらなるディスカウント比率での株式の価値の軽減が行われることが予想される。そうである以上、本株式交換比率におけるディスカウントの程度は、現実的な選択肢の中では最も少数株主にとって負担が少ないものであると認められる。

(オ) スキームの妥当性

M&A指針が求める、買収の方法や買収対価の種類等の妥当性についても検討する(M&A指針3.2.2)。まず買収対価について検討すると、本件では株式交換が採用されており、公開買付けは採用されていない。

この点については、株式交換は、公開買付けと比べ、株式交換によって三菱電機の株式が当社の少数株主に交付され、三菱電機の株式を当社の少数株主が保有することになるが、本株式交換に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発揮による三菱電機グループの事業発展・収益拡大、その結果としての三菱電機の株式の株価上昇・配当を享受する機会を当社の少数株主に対して提供できるという利点がある。

また、現金化を希望する株主においても、現金化のタイミングに多少の差異は生じるものの、三菱電機株式の流動性を踏まえると、本株式交換後の現金化が容易に可能であり、現金化を望む株主による現金化の機会は実質的に確保されている。

以上からすれば、本株式交換において、現金ではなく三菱電機の株式を対価とすることが、当社の少数株主にとって不合理なものではない。

(カ) 小括

前述のとおり、本株式交換比率については、三菱電機について市場株価法を、また当社についてDCF法を採用した場合の交換比率のプルータスによる算定結果の中央値を上回り、またAGSによる算定結果の中央値付近の水準にあり、三菱電機及び当社の両社について市場株価法を採用した場合の交換比率の下限を下回っているものの、当社の現況と類似する事例と比較すれば、他の類似事例のディスカウント水準よりもディスカウント比率が少ないものといえ、本フェアネス・オピニオンにおいて、プルータスから、本株式交換比率は当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見を得ている。

上記からすれば、市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、一見すると少数株主に不利益をもたらすもののように思えるものの、近い将来において少数株主が被る可能性のある不利益を鑑みれば、本答申書作成日現在において現実的な選択肢の中では最も少数株主にとって負担が少ないものであると思料する。

市場株価を大幅に下回る比率で株式交換を行うことを是認することは、M&A指針が指摘する

「M&Aを行わなくても実現可能な価値」は、少数株主を含む全ての株主がその持株数に応じて享受すべきという点すら満たしていないのではないかという指摘が少数株主から寄せられることも考えられる。しかしながら、ディスカウントの提案であることを理由に本株式交換を拒絶すれば、わずか2ヶ月ほどで当社が上場廃止及び経営破綻に直面することが具体的に想定されているにもかかわらず先延ばし的に判断を避けたことになり、結果的に少数株主の保護に繋がらない。

そのため、可能な限りの情報収集（本特別委員会が独自に取得した本フェアネス・オピニオンを含む。）を行い、少数株主のために現実的に採り得る最大の利益が確保される方策として、本株式交換比率を是認するものである。

以上で述べた事情を総合的に勘案し、本株式交換の条件（交換比率を含む。）の公正性は確保されていると認める。

(iv) 本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるか

諮問事項（i）から（iii）までで検討を要請されている事項が、本株式交換が少数株主にとって不利益でないと認められるかを検討する際の考慮要素になるものとする。そして、諮問事項（i）から（iii）までについて、いずれも問題があるとは考えられないことは前述のとおりである。

以上から、本株式交換は少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見を答申する。

イ 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、宮路憲輔氏は、現に三菱電機において役職を有しており、高橋龍夫氏及び松下義保氏は、三菱電機の出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、令和6年1月9日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役のうち、馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名が審議し、その全員の賛成により行った上で、取締役会の定足数を確保する観点から、上記5名の取締役のうち、過去に三菱電機の役員たる地位を有していたにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる取締役高橋龍夫氏及び松下義保を加えた計4名の取締役が参加して審議し、改めて当該取締役4名の全員一致により決議を行っております。また、当社の監査役のうち、長谷政記氏は現に三菱電機において役職を有しており、樋口博之氏は三菱電機との間で継続的な取引関係があり、樋口博之氏は過去において三菱電機と一定の関係があったものと認められるため、利益相反の疑義を回避する観点から、上記馬淵直樹氏及び廣部眞行氏の2名による審議及び決議並びに上記4名の取締役による審議には参加せず何らの意見表明も行っておりません。他方、過去に三菱電機と一定の関係があったにとどまり、相対的に利益相反関係が低いと考えられる監査役樋口博之氏については、上記4名の取締役による審議には参加し、当該決議に異議がない旨の意見を述べております。

(4) 株式交換完全親会社となる三菱電機の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する三菱電機の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い三菱電機が適当に定めるものとします。かかる取扱いは、三菱電機の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮及び検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 三菱電機の定款の定め

三菱電機の定款は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) 及び札幌証券取引所ウェブサイト (<https://www.sse.or.jp/listing/list>) に掲載しております。

(2) 株式対価の換価方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

三菱電機株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三菱電機株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（令和6年1月9日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における三菱電機株式の終値の単純平均は、それぞれ、2,010円、1,930円及び1,922円です。

また、三菱電機株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 三菱電機が過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

三菱電機は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定めの内容の相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 三菱電機の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

三菱電機の最終事業年度（令和5年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) 及び札幌証券取引所ウェブサイト

ト (<https://www.sse.or.jp/listing/list>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

ア 当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、三菱電機との間で、三菱電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求にかかる株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

ウ 当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらの効力発生を条件として、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えた上で、資本の欠損てん補に充当するための剰余金の処分を行うことを決定いたしました。詳細については第3号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」をご覧ください。

記

(ア) 資本金の額の減少

(a) 減少する資本金の額 金740,687,000円

(b) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 令和6年3月29日（予定）

(イ) 資本準備金の額の減少

(a) 減少する資本準備金の額 金687,087,000円

(b) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 令和6年3月29日（予定）

(ウ) 剰余金の処分

(a) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 金1,427,795,150円

(b) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 金1,427,795,150円

以上

② 三菱電機

三菱電機は、令和6年1月9日開催の執行役員会議において、当社との間で、三菱電機を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本株式交換に係る第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、当社の株主は三菱電機のみとなり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（単元株式数）、第9条（単元未満株主の売渡請求）及び第10条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第8条（株式取扱規程）の文言を変更し、もって単元株式数に関する定めを廃止し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。
- (2) 本株式交換に係る第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社の株主は三菱電機のみとなり、定時株主総会における議決権にかかる基準日を定める必要性がなくなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。
- (3) 本株式交換に係る第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合、当社の株主は三菱電機のみとなり、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条文の繰上げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において本株式交換に係る第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である令和6年4月15日に効力を生ずるものとしします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。	(削除)
(株式取扱規程) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、 <u>単元未満株式の買取り・買増し</u> 、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第7条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株主の売渡請求) 第9条 本会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を本会社に請求することができる。</p>	(削除)
<p>(单元未満株主の権利制限) 第10条 本会社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利</p>	(削除)
<p>第11条（条文省略）</p>	第8条（現行どおり）
<p>(基準日) 第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>	(削除)
<p>第13条～第15条（条文省略）</p>	第9条～第11条（現行どおり）
<p>(電子提供措置等) 第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	(削除)
<p>第17条～第54条（条文省略）</p>	第12条～第49条（現行どおり）

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額840,687,000円を740,687,000円減少して、100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

令和6年3月29日（予定）

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額687,087,000円を全額減少して、0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

令和6年3月29日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1及び2の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金の額1,427,795,150円の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充ちたいします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,427,795,150円

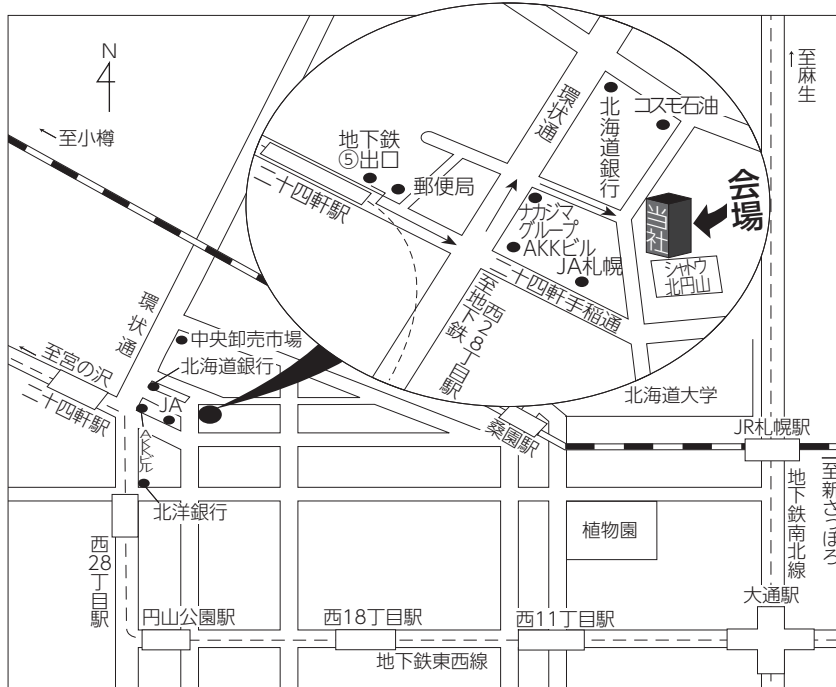
(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,427,795,150円

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室
電話 011 (640) 2231



株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通機関

地下鉄東西線「二十四軒駅」下車 5番出口より徒歩5分

会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

